令和3年度に新制度に移行する幼稚園における利用定員の協議について

1 趣旨

平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が、新制度における財政支援(給付)の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に定められている。

この「確認」の手続きは、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認するのに加え、市町村が「利用定員」を定めたうえで行うが、「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議において意見聴取することが、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項に定められており、今回、令和3年度から開所する施設に係る「利用定員」について協議を行うもの。

2 対象

鎌倉いずみ幼稚園

(1) 事業者情報

· 事業者: 学校法人勝田学園

•代 表:北条 信彦

·法人所在地:鎌倉市材木座三丁目3番7号

(2) 施設情報

• 施設長: 開米 真津

· 所在地:鎌倉市材木座三丁目3番7号

·事業開始日:令和3年4月1日

・認可定員80人

(内訳)

3歳	4歳	5歳	合計
20 人	30 人	30 人	80 人

(3) 利用定員

入所児童数の実態に合わせ、25 人定員の設定

(内訳)

3歳	4歳	5歳	合計
8人	8人	9人	25 人